

各位

ホクレン農業協同組合連合会

種苗法改正に係るホクレン育成品種の自家増殖への対応方針について

種苗法の一部改正に伴いまして、令和4年4月1日から登録品種の自家増殖には育成者権者の許諾が必要となりました。つきましては、ホクレン育成品種の対応方針について、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 自家増殖についての弊会の考え方

- (1) 種子伝染性病害の発生リスク軽減および品種特性維持の観点から、弊会といたしましては、種子更新率の向上を推奨しております。
- (2) 一方で、採種の作柄状況等により、品目・品種によっては、やむを得ず一般圃からの生産物を用いた自家増殖が行われている実態も多いと思われまます。
- (3) そのような実態を踏まえまして、下記のとおり弊会の対応方針を決定いたしましたので、内容についてご周知下さいますようお願い申し上げます。

2. ホクレン独自育成品種の自家増殖への対応方針

- (1) 対象品目：飼料作物・園芸種苗・馬鈴しょ・小麦
- (2) 対象品種：別添「ホクレン独自育成品種・共同育成品種一覧」の通り
- (3) 道内農業者向けの対応について
以下の許諾条件を遵守することにより、許諾手続および利用料の支払なく許諾いたします。

<許諾条件>

- ア. 当該品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として利用する場合は、自己の農業経営における利用に限るものとし、有償・無償を問わず、種苗として第三者に譲渡しないこと。
- イ. 収穫物を種苗として用いる際は、当該品種の特性を損なうことのないよう、適切に選別して利用すること。
- ウ. 増殖した種苗のうち、自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、種苗として利用されることのないよう、遅滞なく廃棄又は食用（種苗以外の一般品として販売することを含む）とすること。
- エ. 生産性の低下や病虫害のリスクが増えないよう、定期的な種苗の更新や輪作体系に留意し、各地域で指導されている当該品種の栽培方法に基づいた適切な栽培を行うこと。



オ. 有機農業において、継続して化学肥料や化学合成農薬の使用を行わない栽培によって生産された種苗の確保が必要な場合は、エによらないことができるが、この場合においても、生産性の低下や病虫害の発生に十分留意して利用し、必要に応じて種苗の更新を行うこと。

(4) 道外農業者向けの対応について

ア. 一部品種について、道外への譲渡を行っております。

イ. 自家増殖をされる農業者様は、「ホクレン独自育成品種 自家増殖利用届」を、前作収穫物の植付前までに農業者様ご自身にてご記入いただき、下記宛に郵送願います。(氏名欄は、自署または押印をお願いいたします。)

〒060-8651 北海道札幌市中央区北4条西1丁目3番地
ホクレン農業協同組合連合会 種苗園芸部 種苗課 宛

ウ. 郵送いただいた時点で、手続は完了となります。(弊会から受領通知書等の返送は行いません)

エ. 自家増殖を行う年産ごとに、ご提出の程よろしくお願い申し上げます。

3. 共同育成品種の自家増殖への対応方針

(1) 対象品目：飼料作物・園芸種苗・小麦

(2) 対象品種：別添「ホクレン独自育成品種・共同育成品種一覧」のとおり

(3) 対応について

ア. 道総研（および株サカタのタネ）共同育成品種

→道総研の対応方針と同様といたします。(詳細は道総研のホームページ等でご確認願います)

イ. 農研機構（および道総研）共同育成品種

→農研機構の対応方針と同様といたします。(詳細は農研機構のホームページ等でご確認願います)

<本件のお問い合わせ先>

ホクレン農業協同組合連合会 種苗園芸部 種苗課

TEL : 011-232-6222

以 上